

平成 30 年第 10 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 30 年 10 月 17 日、午前 9 時 30 分から、市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 30 年第 10 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席する教育長及び委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
城所 正彦
今泉 浩史
澁谷 香織
杉本 真紀子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	大塚 広満
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 鈴木 奏子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 35 号議案
「平成 30 年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（平成 29 年度事務事業）について」
- (5) 日程第 5 第 36 号議案
「稲城市指定文化財の指定について」
- (6) 日程第 6 報告事項
- (7) 日程第 7 議席の決定

教育総務課長 おはようございます。平成30年10月15日付で、市長より新しい教育長が任命されました。これにより、平成30年第10回稲城市教育委員会定例会が開催されますが、会の前に加藤教育長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

—加藤教育長 挨拶—

教育総務課長 ありがとうございます。

これより議事に入りますが、各委員におかれましては、議席が決定する間、この仮議席でよろしくお願ひいたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の規定によりまして、教育委員会の会議を教育長が総理することとされておりますので、この後の教育委員会定例会及び臨時会の進行は教育長にお願ひしたいと思っております。

それでは、教育長、よろしくお願ひいたします。

教 育 長 では、ただいまから、平成30年第10回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

初めに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名をする委員がその職務を負うこととされております。教育長職務代理者の指名につきましては、私が城所委員を指名し、お願ひしておりますので、ご報告させていただきます。

城所教育長職務代理者より、ご挨拶をお願ひいたします。

—城所教育長職務代理者 挨拶—

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」につきまして、お諮りいたします。会議録署名委員は教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、杉本委員にお願ひいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
次に、日程第3 「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
 2 平成30年10月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
 3 工事請負状況について

学務課長 1 平成30年9月分不登校による欠席児童・生徒数について
 2 平成30年度 第1回 稲城市学校保健連絡会
 3 児童・生徒数・学級数（平成30年10月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
 2 推進事業について
 3 研修事業について
 4 学校訪問事業について
 5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
 2 社会教育活動の振興について
 3 芸術文化活動の振興について
 4 成人式関係について
 5 文化財の保護と普及について
 6 生涯学習推進事業について
 7 学校施設コミュニティ開放事業について
 8 放課後子ども教室参加状況について
 9 公民館主催事業の実施状況について
 10 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 11 平成30年9月生涯学習課利用統計について

体育課長 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 2 市立公園内体育施設管理運営について
 3 社会体育施設管理運営について
 4 学校開放事業について

- 5 体力づくり運動推進事業について
- 6 東京ヴェルディ支援推進事業について

学校給食課長

- 1 フードシステムソリューション2018
- 2 平成30年度 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館の主催事業について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 地域との連携について
- 6 学校との連携について
- 7 図書館の利用状況(平成30年9月)について

教育長

ありがとうございました。教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第35号議案「平成30年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（平成29年度事務事業）について」を議題といたします。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに公表する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長

報告書、1ページ目をごらんください。

1、概要でございます。法改正によりまして、教育委員会は、毎年、所管事務の管理、執行状況について点検・評価を行うことが義務付けられており、点検・評価を行っております。

稲城市教育委員会では、外部の行政改革監理委員会の知見を活用し、点検・評価を行っているところでございます。

2、評価対象でございます。前年度、こちら今回平成29年度に実施した教育委員会の所管事務の中から、各課1事業を選定しております。

3、評価方法でございます。所管課が記入する各事業の点検・評価票を基に、教育委員会事務点検評価委員会、行政改革監理委員会からコメントをいただき教育委員会において総合評価をすることとなっております。

4、今後の進め方でございます。所管課は、教育委員会事務点検評価委員会及び行政改革監理委員会の評価コメントや教育委員会の総合評価を踏まえまして、今後の進め方を作成し、次年度の事業運営に活用いたします。

2ページ目をごらんください。

教育委員会施策の点検・評価対象事業の一覧表でございます。こちらは平成29年度事務事業分でございます。7事業が選定されております。

教育委員会総合評価A、さらなる事業の拡大・拡充が適当とするものは、1番、便所特別清掃、4番、生涯学習宅配便事業、5番、体力づくり運動推進事業（市民水泳大会）、7番、資料の充実整備（稲城昔ばなし紙芝居の作製）としております。総合評価B、現行の水準を維持して着実に実施するのが適当とするものは、2番、就学援助費（新入学学用品費）、3番、特別支援教育のあり方の検討、6番、学校給食共同調理場整備事業（調理用機器等保守点検委託）としております。

3ページ目をお開きください。

こちらからは各事業の説明でございますが、内容については、さきにご説明させていただいておりますので、評価コメント及び今後の進め方についてご説明させていただきます。右下の部分をごらんください。

1番、トイレ特別清掃でございます。教育委員会事務点検評価委員会のコメントでございます。特別清掃は、トイレの衛生状況とともに、施設の維持管理という点からも必要である。あわせて、日常清掃の徹底と児童・生徒への利用の指導も必要であるということでございます。

行政改革監理委員会のコメントでございます。向陽台小学校の臨時特別清掃については状況に応じた対応ということで評価できる。今後も清潔な環境が保てるような事業実施をしてほしい。また、便器の洋式化も進めてほしい。特別清掃を3年に1回だったところを2年に1回にしたことについては、通常の日常清掃の回数を増やすことの方が、費用対効果が大きい可能性もあるので、検討してほしいということでございます。教育委員会総合評価としては、Aといたしたいと考えております。

今後の進め方につきましては、日常清掃及び特別清掃により清潔な環境の維持に引き続き務めてまいります。便器の洋式化につきましては、大規模改修工事や修繕等により進めてまいります。また、日常清掃の内容や回数については、検討を行っていくという部分でございます。

続きまして、4ページ目でございます。

2番、就学援助費でございます。こちら、教育委員会事務点検評価委員会のコメントでございます。入学前に支給され、準備できるということは理想的であり保護者も助かる。また、額についても生活保護費に合わせた額であり、妥当といえる。行政改革監理委員会からのコメントでございます。入学前の3月に支給されるようになったことについては評価できるが、それに伴う弊害などについても研究し、公平性の視点が担保されているのかも追及してほしい、実際の必要な学用品費を積み上げた上で、支給金額を決定してほしいというものでございました。教育委員会総合評価はBとしております。

今後の進め方につきましては、新入学学用品費は生活保護費に準ずることを

基本とし、他市の状況等も勘案しながら見直しを図っていく、また、金額については、生活保護費との均衡を図る意味でも、受給者の負担軽減の意味でも、定額を支給していくことが妥当と考えております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

3番、特別支援教育のあり方の検討でございます。こちら、教育委員会事務点検評価委員会のコメントでございます。検討結果は、今まで本市で取り組まれていない難聴通級指導学級や中学校特別支援教室など未実施の取組みについて提案されており、本市で抱えている課題に対して方向性を示した評価できる内容であるというものでございました。

行政改革監理委員会のコメントでございます。特別支援教育のあり方の検討会を実施し、現状の課題と分析と、課題に合わせた対策を講じた点については評価できる。単年度の事業ではあるが、定期的にこのような集まりを作り、継続した見直しを図ることにより、状況にあわせた教育を提供できるようにしてほしいというものでございました。教育委員会の総合評価はB評価としております。

今後のあり方でございますが、あり方検討会で示された方向性に則り、本市における特別支援教育の充実を図るとともに、新たな課題が生じた際には、あり方検討会設置も念頭に置きながら、適時適切に見直しを進めていくということでございます。

6ページ目、4番、生涯学習宅配便事業でございます。

教育委員会事務点検評価委員会のコメントでございます。今後も市民が生涯を通じて、自ら学ぶ機会の提供を進めてほしい。また、PRの強化や講座を利用しやすくするための工夫も行ってもらいたいでございました。

行政改革監理委員会のコメントでございます。今後は、市民ニーズに即した魅力的な講座を開設し、実施件数を増やすことができるよう、推進してほしい。また、庁内連絡体制を強化し、制度をうまく活用できる仕組みを作り、市民が学ぶ機会を確保してほしいということでございます。教育委員会総合評価はAとしております。

今後の進め方でございますが、平成30年度目標達成に向け、宅配便事業案内を各種団体等へ直接行います。また、新たな市民ニーズに対応したメニュー変更に努めるなど、よりいっそうの事業成果を図って参ります。

続きまして、7ページでございます。

5番、体力づくり推進事業でございます。

教育委員会事務点検評価委員会のコメントでございます。スポーツの裾野を広げるためのスポーツ大会であり、水泳の得意な人も苦手な人も参加できるように、競技性のない種目も置くなど満足度を高める工夫をしながら継続してほしいということでございます。

行政改革監理委員会のコメントでございます。今後も様々な方が参加できる

よう、種目等の検討を継続し、事業実施をしてほしい。また、アンケートについては、内容、回収手法等に関して有効な方法を検討するとともに、アンケートに拘らない目標の設定についても検討してほしいということでございました。教育委員会総合評価はAとしております。

今後の進め方でございますが、30年度実施についても、アンケート回収率が低かったので、次年度以降は出口にアンケート回収コーナーを設置し、改善を図るというものでございます。

続きまして、8ページ。6番の学校給食共同調理場整備事業でございます。

こちらにつきましては、教育委員会事務点検評価委員会のコメントでございます。調理用機械等の不具合により、給食が止まったことはなく、保守点検を行うことにより、事前の修繕ができ、給食の提供が円滑に行われていると言える。また、長期継続契約により、コスト削減や長期計画的な保守及び修繕を行う工夫も見られる。

行政改革監理委員会のコメントでございます。保守点検結果に臨機応変に対応しながら運営している点で評価できる。

第一調理場に関して、新しい調理場ができるまで延命し、安心・安全な給食を提供できるよう、努めてほしい。また、契約について、特命随意契約では、業者との間に緊張関係がなくなるおそれがあるため、一般競争入札も検討してほしい。教育委員会総合評価はBでございます。

今後の進め方でございますが、厨房機器・設備等については、構造・性能を熟知している必要性があることや、同一業者による継続的な点検による効果が大きいこと等の理由から、製造業者による保守点検を実施している。特命随意契約による競争性等の課題については、他の契約内容・金額等を参考に、適正な委託契約となるよう努めていくということでございます。

続きまして、9ページ。最後、7番でございます。資料の充実整備でございます。

教育委員会事務点検評価委員会のコメントでございます。郷土への愛着を育むためのよい事業であり、積極的に取り組んでほしい。そのために更なるPRや、学校への出張紙芝居を行うなど、活用の工夫を図ってもらいたいというものでございました。

行政改革監理委員会のコメントでございます。地域の昔ばなしを題材とした紙芝居の作成は、稲城市への愛着を育み歴史を学ぶ、という点では非常に評価できる。今後は、継続性を考え、予算をつけるなど積極的に広めてほしい。

また、生涯学習宅配便講座での活用や小学校用に活用手引きを作成するなど、工夫を図ってほしいということでございました。教育委員会総合評価はAとしております。

今後の進め方でございますが、稲城の昔ばなし紙芝居の作成にあたり、郷土に関する知識を深めるため、ボランティア養成講座「北極星と幸せを呼ぶ青龍」

の実施や稲城の昔ばなし紙芝居の周知、活用方法についての工夫を行うと共に、予算についても必要に応じて要求をしましてまいりますというところでございます。

以上の評価を踏まえまして、事業年度の事業運営に活用し、教育行政の効率的、効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。城所委員。

城所委員 1点、確認です。点検・評価は、教育行政の効率的、効果的な推進を目的にしていると思いますが、最終的に具体的な実行計画など、各課でまた作成して、次年度に向かって取り組むのでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 現在の仕組みは、事業を実施して、評価いただき、改善、ブラッシュアップしていく形です。それ以降の追跡調査といたしますか、そういったところは、されていない状況でございます。

城所委員 せっかくの評価ですので、事業につながるような職員への周知を徹底していただければと思います。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 体力づくり運動推進事業につきまして、点検・評価票の記載の内容について、お伺いします。教育委員会事務点検評価委員会のコメントに「競技性のない種目も置くなどの工夫をしてほしい」とあります。行政改革監理委員会評価コメントの中には、「アンケートに拘らない目標の設定を検討してほしい」とあります。これを受けた上での今後の進め方については、アンケートの回収コーナーの設置とアンケートの工夫についてのみ記載がありますが、上のコメントを受けてのアンケート以外のことについて、今後の進め方の中で何か考えていることがあるのかどうか、確認させてください。

教育長 体育課長。

体育課長 ご指摘いただいた「競技性のない種目も置くなど」ということにつきましては、30年度にスタートしております。例えば泳ぎの苦手な子でもできるよう、ビート板の競技を増やすなど工夫を行っております。

アンケートについては、今までプールサイドに置いていたアンケートを出口の帰るところに置いて、アンケートの回収率を上げていくこととしました。行革で参加者数を増やしたらどうだという意見がありましたが、例えば、何百人、何千人と参加者が増えますと運営上、余り多くても運営ができないということで、体育課としては参加者数については、こだわらないで、参加していただいた方たちが充実して盛り上がる大会にしたいと考えております。

教 育 長 よろしいですか。ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 では、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第35号議案「平成30年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（平成29年度事務事業）について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第5 第36号議案「稲城市指定文化財の指定について」を議題といたします。
本案につきましては、稲城市文化財保護条例（平成18年稲城市条例第8号）第4条の規定に基づき、稲城市指定文化財の指定を行うため本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。生涯学習課長。

生涯学習課長 6月12日の教育委員会定例会において、稲城市文化財保護審議会の諮問についてご審議いただきましたが、そのときと重複する部分があると思いますが、議案概要書資料に沿ってご説明申し上げます。

議案番号36号、件名、稲城市指定文化財の指定についてです。概要、稲城市文化財保護条例第4条の規定に基づきまして、稲城市指定文化財の指定するものでございます。6月12日付で教育委員会が諮問し、その後、2回文化財保護審議会が開催され、調査、研究、審議が行われました。この審議を経て、9月25日付で答申がございました。教育委員会としましては、本答申を踏まえ、指定文化財に指定するため、本案を提出するものでございます。

指定候補は、窪家奚疑塾関係資料、清水家奚疑塾関係資料、鈴木家文書、山本家文書、近代行政資料でございます。

議案書2枚目をお開きください。稲城市文化財保護審議会の答申になります。

稲城市指定文化財関連の内容と理由につきましては、次のページをごらんください。A4の表となります。

窪家奚疑塾関係資料でございます。種別、有形文化財。所有者が窪貞亮氏でございます。内容と数量は文書資料14点、書籍・教本10点、錦絵142点、書簡・写真ほか67点、合計233点でございます。理由につきましては、奚疑塾関係資料は、漢学者窪全亮が明治13年から大正2年に開設しました私塾「奚疑塾」の関係資料でございます。奚疑塾に関する基本的な文書資料、奚疑塾で使われた書籍・教本・錦絵・落款・書簡・写真等の資料で構成されております。奚疑塾の歴史と実態を解明するために、欠くことのできない重要な資料でございます。

続いて、清水家奚疑塾関係資料でございます。種別は有形文化財。所有者は清水義夫氏。内容と数は書籍・教科書68点、ノート11点、証書・折本7点、合計86点でございます。理由につきましては、清水家奚疑塾関係資料は、窪全亮が明治13年から大正2年に開設した私塾「奚疑塾」の関係資料でございます。奚疑塾で使われた書籍・教科書・ノートなどの資料が中心でございます。奚疑塾での授業内容や授業の実態を明らかにするためにも重要な資料であると考えてございます。

続きまして、鈴木家文書でございます。種別は有形文化財。所有者は教育委員会でございます。近世文書が212点、近代文書68点、合計280点でございます。理由でございますが、鈴木家文書は、平尾村の名主を務めた鈴木家の江戸時代から明治・大正時代にかけての古文書資料でございます。近世文書は江戸時代の名主関係文書で、近代文書は明治・大正期の農事日記を中心とする資料です。近世・近代の平尾地域の様子を解明するためにも欠くことのできない重要な資料であると考えております。

山本家文書でございます。種別は有形文化財。所有者は山本頼信氏。近世文書76点、合計76点。理由は、山本家文書は、穴澤天神社宮司であります山本家で所有する江戸時代の古文書資料であります。資料は、国指定文化財「江戸の里神楽」の演目や内容を記した古文書を初めとして、神主の身分や職務、神社経営に係わる古文書であります。江戸の里神楽や神社の歴史を知るために欠くことのできない重要資料であると考えております。

続いて、近代行政資料でございます。種別は有形文化財。所有者は教育委員会。明治時代から昭和20年までの行政資料36点、合計36点。理由でございますが、近代行政資料は、明治時代前期から昭和20年に至る行政資料であります。特に明治26年から昭和20年まで継続して保存されている村会議事録は重要であり、近代の行政資料として価値が高いものでございます。稲城村の行政の移り変わりを解明するために、欠くことのできない重要資料であると考えております。

次のページの稲城市文化財保護条例の抜粋をごらんください。指定への判断等になります。

下の第4条でございます。教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの又は都条例第4条第1項の規定により東京都指定有形文化財に指定されたものを除く）のうち、市にとって重要なものを稲城市指定有形文化財に指定することができることとされておりまして、第4条を規定として判断をお願いいたします。

続きまして、次のページをごらんください。

文化財保護審議会の審議経過の資料をつけてございます。

文化財審議会では、2回の審議を行いました。1回目は平成30年7月6日。こちらでは五つの指定文化財の候補につきまして、事務局より説明しました。2回目は、平成30年9月25日。指定候補となっている5件の文化財について、実際に審議委員の方に見ていただきまして判断していただいております。また、そのときに、審議委員より質問が出されておりますので、そちらも記載しております。細かいものにつきましては、つづりひもにつづってあるもの3点目として文化財候補一覧表をごらんいただきたいと存じております。

説明につきましては以上でございます。ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。澁谷委員。

澁谷委員 今回、指定されることになると、稲城市の文化財指定は全部で幾つになりますか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 29年度で4件の指定をしまして、皆様に判断をいただいております。今回の5件を加えますと全部で28件の指定となります。

教育長 澁谷委員。

澁谷委員 ありがとうございます。今回は古文書ということですが、今までも古文書は指定されているかどうか、確認させていただければと思います。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 古文書関係でございますが、以前に5件指定してございます。昭和58年1月に指定されましたものは芦川家文書、市村家文書、馬場家文書、続きまして昭和61年に榎本家の文書が指定されております。続いて、昭和63年にも高橋家の

文書が指定されまして、今回指定となりましたら全古文書関係ですと10件となります。

教 育 長 澁谷委員。

澁谷委員 ありがとうございます。昨年、今年度と指定されていますが、今後の計画の見通しについて、お願いできたらと思います。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 来年度、想定しているものがございます。今、事務局の中で研究しております、決定しましたら皆様に諮問していただけるように、教育委員会に諮っていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 奚疑塾関係です。2件指定候補となっていますが、ほかにも奚疑塾関係の資料はございますか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 清水家のほか多くの生徒さんからの資料の提供はいただいておりますが、調査・研究をした中で特に価値の高いもの、こちらを判断したものでございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 今回の資料はいつごろ調査・研究をされたんでしょうか。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回指定候補となった5件の古文書でございますが、こちらの調査・研究は古文書の調査を昭和59年から昭和60年度、市史編さんの調査を昭和61年から平成8年度、鈴木家の日記調査を平成9年から平成16年度、奚疑塾の調査を平成18年から21年度に実施しております。これらの調査をもとにしまして、今回、再検討を行いまして、今回の指定候補を選出したものでございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 いろいろな生徒さんから資料の提供をいただいているということで、特に価値の高い文化財と判断したということで、間違いない正しい判断だと思いますが、もし、今後、価値が変わって、価値が高いなと判断される可能性もあると思います。せっかくなのでそのあたりを勝手に処分したりしないよう、ぜひ、お伝えいただければと思います。意見です。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 今回、指定候補ということでご提案いただいたこれらの文化財の劣化状況について、全体的で結構ですので教えてください。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 劣化状況でございますが、錦絵など和紙でできているものなどがございます。一部、虫に食われている部分も確かにございます。ただ、状態は比較的皆さんによく保存していただいていたということで、比較的状态のよいものが今回指定候補に挙がっているところでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 古文書などは保存については、かなり難しい状況もあるかと思えますけれど、現在の保存の状況ですとか工夫ですとか、また、今後に向けてのお考えなどお聞かせください。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 1点ずつ袋に入れた後、段ボールに入れまして、保存をしております。芦川家については、所有者の方が保存していただいております。今回指定された場合は、和紙でございますので状態をよくしておくことと長もちするということが伺っておりますので、購入してなるべく永く保存できるように努めていきたいと思っております。

また、錦絵ですが、矢野口の収蔵庫に今まで置いてありましたが、多摩川のそばということで、もしかしたら若干湿気なども考えまして、今、ふれんど平尾に移してございまして、そちらで保存を今後進めていきたいと考えております。

杉本委員 ありがとうございます。よく対応されていることわかりました。よろしくお願ひします。

教 育 長 ほかに。城所委員。

城所委員 稲城市文化財保護条例の第4条で市にとって重要なものを稲城市指定有形文化財に指定することができるというご説明がありましたが、具体的なその判断基準があると思います。その辺をもう少し教えていただきたいです。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 稲城市文化財に指定していただくかの判断基準でございますが、条例以外には稲城市に存在するもので歴史、文化、学術書、価値の高い文化財であること、また文化財調査を実施したもののうち同種類の文化財と比べて、やはり特に価値の高い文化財であること。また、民族などの資料の中であれば生活の推移の理解のために欠くことのできない価値の高い文化財であることなどでございまして、この判断基準でございますが、こちらは東京都や他市の指定基準も同様な基準となっているところでございます。

城所委員 よくわかりました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 では、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより、第36号議案「稲城市指定文化財の指定について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第36号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第6 「報告事項」でございます。本日の報告は1件です。「平成30年度稲城市学力・学習状況調査結果概要について」を指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 平成30年度全国学力・学習状況調査結果の概要につきまして、ご報告させていただきます。お手元のA3判の資料の1枚目をごらんください。

本調査の目的につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成

果と課題を検証し、その改善を図ること、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることでございます。

調査の対象といたしましては、小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒でございます。

調査の内容につきましては、教科に関する調査と質問紙調査の大きく二つございます。

教科に関する調査につきましては、国語と算数、数学について、それぞれA問題として、主として「知識」に関する問題、B問題として、主として「活用」に関する問題が出題されました。また、平成30年度につきましては、理科の調査も実施されました。

質問紙調査につきましては、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査を行いました。

調査日につきましては、全国と同一の平成30年4月17日に市内の全小中学校において実施しております。

調査結果につきましては、ご説明申し上げます。なお、調査結果の報告に当たり、学力調査により測定できるのは、学力の特定の一部であること、また本調査を目的や教育指導の充実や学習状況の改善等に活用することであるという趣旨を踏まえまして、本調査の結果をもって学力全体の評価を行うものではないということを申し添えさせていただきます。

右上の表、教科に関する調査の結果概要についてでございます。小中学校ともに、国語、算数、数学のA問題、B問題、理科の全ての項目につきまして、全国の平均正答率を上回っております。

資料に記載ございませんが、各教科の結果の特色につきましてご説明申し上げます。

小学校の国語につきましては、全ての設問につきまして全国の平均正答率を上回る結果でございました。特に、A問題の読むことの領域につきまして、稲城市は全国の平均正答率を6.4ポイント上回る結果であり、十分定着が図られていると考えられます。

小学校の算数につきましては、ほとんどの設問につきまして、全国の平均正答率を上回る結果であり、特にA問題の数と計算の領域につきまして、全国の平均正答率を5ポイント上回る結果でございました。課題といたしましては、量と測定の領域の設問につきまして課題が見られました。

小学校理科につきましても、多くの設問につきまして全国の平均正答率を上回る結果で、特にB区分、地球の内容につきましては、平均正答率を5.3ポイント上回る結果でございました。課題といたしましては、B区分、生命の設問等で課題が見られました。

中学校の部でございます。中学校の国語につきましては、B問題は全ての設問につきまして、全国の平均正答率を上回る結果であり、特に読むことの領域

につきましては全国の平均正答率を5.5ポイント上回る結果でございます。課題といたしましては、A問題の漢字を正しく書く、読むなど伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の領域に関する設問で課題が見られました。

中学校の数学につきましても、B問題全ての設問につきまして、全国の平均正答率を上回る結果であり、特に図形の領域につきましては全国の平均正答率を6.8ポイント上回る結果でございます。課題といたしましては、A問題の反比例や一次関数など関数の領域に関する設問で課題が見られました。

中学校の理科につきましては、多くの設問につきまして、全国の平均正答率を上回る結果であり、十分定着が図られていると考えられます。課題といたしましては、第一分野の化学的領域に関する設問で課題が見られました。

次に、1枚目の下の表をごらんください。

質問紙調査の結果概要についてでございます。

調査結果の中で稲城市の児童・生徒に顕著にあらわれたものの中から主だったものを記載しております。幾つか選んでご説明申し上げます。

まず、1番目の項目、自分には、よいところがあると思いますかという設問につきましては、稲城市の児童・生徒の肯定的な回答の割合は全国や東京都の割合よりも高く、自己を肯定的に捉えている児童・生徒が多いという結果でございます。

次に、4番目の項目、地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますかという設問につきましては、稲城市の児童・生徒の肯定的な回答の割合は、全国や東京都の割合よりも高く、各学校におけるESD等の取り組みにより、児童・生徒は地域社会に貢献しようとする意識が高まっていると考えられます。

5番目の項目でございますが、平成30年度は理科の調査を実施いたしましたので、質問紙にも理科の授業に関する設問がございました。

理科の授業の内容はよく分かりますかという設問につきましては、稲城市の児童・生徒の肯定的な回答の割合は、全国や東京都の割合よりも高く、小中学校において、わかりやすい授業が展開されているのではないかとということが伺えます。

続きまして、No.2以降の資料につきましては、質問紙調査の結果と教科に関する調査の平均正答率とクロス集計結果でございます。

No.2、No.3が小学校、No.4とNo.5が中学校の結果でございます。主だったものを記載してございます。

新しい学習指導要領の内容に関連して1点だけご説明を申し上げます。

No.3をごらんください。

No.3の右側、上から2番目の項目、5年生までに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか。また、3番目、5年生までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では自分の考えが

うまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなど工夫して発表したと思いますか。それから、一番下の学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。この3点につきましては、新しい学習指導要領における主体的、対話的で、深い学びの視点による学習指導の改善に関する項目でございます。

2枚めくっていただいたNo.5は、中学校第3学年に関して、同じ設問の結果がでございます。

小学校、中学校ともに肯定的な回答をした児童・生徒のほうが、平均正答率は高いという傾向が見られます。新しい学習指導要領の全面実施に向けて、主体的、対話的で深い学びの視点による学習指導の改善の一層の工夫、充実が課題であるというふうに考えております。

その他の設問の詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただけたらと思います。

各小中学校におきましては、学校ごとに自校の調査結果を分析しまして、成果と課題を明らかにし、学校だより等で保護者等に結果を公開しているところがございます。

また、調査結果を授業改善推進プランなどに反映し、授業改善に活用しているところがございます。

以上、平成30年度全国学力・学習状況調査結果の概要につきましてのご報告とさせていただきます。

教育長 以上で、報告事項の説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 全体的に全国よりもポイントが高いというご説明いただきまして、これは指導課初めとして皆さんの努力のたまものだなと感謝申し上げます。

1点確認させてください。質問紙調査の結果の「何パーセント」というのは、肯定的回答のパーセントということでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 資料に記載がなくて申しわけございません。4段階のうちの二つ、肯定的な回答の合計の割合でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 No.4の「当てはまらない」の数値を見ますと、全国、東京都よりもかなり高いという結果も見えているわけです。そうなりますと、学力・学習調査にして

も質問紙調査にしても、全体として平均としてはいいというふうには言葉としては表現できても、下層部分の児童・生徒も一定の数いるということがわかります。そのような児童・生徒に対しての今後の手当てですとか、学校への指導ですとか、留意していくことですとか、考えていることがありましたら、教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 今回の調査結果、毎年度、調査の対象は異なるということではありますが、今年度の中学校第3学年の生徒につきましては、「当てはまらない」であるとか、「全くしていない」という回答の割合が若干多い項目もあるというのは気になる点であると指導課も捉えております。次回の定例校長会におきまして、全国学力・学習状況調査の市としてのまとめの結果を提供いたしまして、その時点で各校長を通じて、学校で自校の結果をそういった観点から見直した上で、改善を図るよう取り組みを進めるよう指導してまいりたいと考えております。

杉本委員 わかりました。よろしくお願いたします。

教育長 ほかに。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
それでは、日程第7 「議席の決定」についてお諮りいたします。
稲城市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、議席については教育長の指定といたします。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教育長 では、再開いたします。
それでは、議席番号第1番城所委員、2番今泉委員、3番澁谷委員、4番杉本委員と決定いたします。
ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午前11時30分閉会)